群馬県小規模企業振興条例

(平成二十八年群馬県条例第四十三号)

(目的)

第一条 この条例は、小規模企業の振興についての 基本理念及び施策の基本となる事項を定めること により、小規模企業の振興に関する施策を総合的 かつ計画的に推進し、もって県の経済の健全な発 展及び県民生活の安定に資することを目的とす る。

(定義)

- 第二条 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号) 第二条第五項に規定する事業者で、県内に事務所 又は事業所を有するものをいう。
- 2 この条例において「小規模企業支援団体」とは、 県内の商工会及び商工会議所、群馬県商工会連合 会、一般社団法人群馬県商工会議所連合会、群馬 県中小企業団体中央会その他の小規模企業者を支 援する団体をいう。

(基本理念)

- 第三条 小規模企業が地域における経済の安定並び に地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与す るとともに、県の経済及び社会の発展に重要な役 割を果たしていることに鑑み、その活力が最大限 に発揮されるよう、その事業の持続的な発展が図 られなければならない。
- 2 小規模企業の振興は、小規模企業者の自立的な 経営並びに他の小規模企業者との連携及び多様な 主体との協働を推進することを旨として行われな ければならない。

(小規模企業者の努力)

- 第四条 小規模企業者は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、自主的に 経営の改善及び向上に努めるものとする。
- 2 小規模企業者は、その経営能力の向上等を図る ため、小規模企業支援団体に積極的に加入するよ う努めるものとする。

(小規模企業支援団体の努力)

- 第五条 小規模企業支援団体は、基本理念にのっとり、小規模企業の振興に主体的に取り組むとともに、県が実施する小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 小規模企業支援団体は、小規模企業者の多様な 需要に対応するため、当該小規模企業支援団体の 職員の人材育成に取り組み、業務を遂行する能力 の向上に努めるものとする。

(県の支援)

第六条 県は、基本理念にのっとり、必要な助言、 情報の提供、財政上の措置その他の支援を講ずる よう努めるものとする。

(県民の理解と協力)

第七条 県民は、小規模企業が地域における経済の 活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促 進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地 域社会の形成に貢献していることについての理解 を深め、その健全な発展に協力するよう努めるも のとする。

(基本的施策)

- 第八条 県は、経営資源の確保が困難である小規模 企業者が多いことを考慮した上で、小規模企業の 活力の向上を図るため、小規模企業に対する次に 掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとす る。
 - 一 商品又は役務の開発の促進、知的財産の創出 及び活用の促進等新たな事業の展開を促進する ための施策
 - 二 商談の機会の提供等商品の販売又は役務の提供を促進するための施策
 - 三 県等の物品、役務等の調達に関する受注の機会の増大等商品、役務等の需要の増進に資する ための施策
 - 四 相談体制の整備等創業の促進又は事業の承継 の円滑化を図るための施策
 - 五 就職支援の推進、職業能力の開発の促進等事業活動を担う人材の確保及び育成を図るための 施策
 - 六 融資制度の充実等資金の円滑な供給を図るための施策

(多様な主体との協働等)

- 第九条 県は、小規模企業の振興に関する施策が効果的に実施されるよう、市町村、小規模企業支援団体等多様な主体との協働に努めるものとする。
- 2 県は、商工会及び商工会議所が小規模企業に対して実施する事業計画の策定その他の経営の改善発達を支援する事業等について小規模企業者に寄り添った、かつ、きめ細かな支援ができるよう、商工会及び商工会議所に協力するよう努めるものとする。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。